

令和3年1月15日

学生 各位

学務部学生支援課

当面の課外活動について（通知）

令和3年1月12日付けで活動自粛要請を行ったところですが、福岡県に緊急事態宣言が発令されたことから、下記の期間、団体活動は停止（オンラインによる活動を除く。）するとともに、課外活動施設を閉鎖いたします。

なお、既に競技会への参加が決定している等中止が難しい活動については、下記担当までご相談ください。

おって、本通知に伴い、令和3年1月12日付け「当面の課外活動について」の通知は廃止します。

記

1. 活動停止・課外活動施設閉鎖期間

令和3年1月15日（金）～令和3年2月7日（日）

※活動再開については、緊急事態宣言解除後に改めて通知します。

2. 閉鎖する課外活動施設

学内施設 （伊都）	多目的グラウンド（イスト・センター）、総合体育館、テニスコート、課外活動施設Ⅰ、課外活動施設Ⅱ、洋弓場、野球場、体育器具庫、小体育館、松濤錬成場、亭亭舎、総合グラウンド、課外活動倉庫、弓道場、馬場・厩舎、自動車部車庫
学外施設	名島艇庫、今津艇庫、西戸崎艇庫

※伊都地区以外の課外活動施設は、各地区の指示に従ってください。

※団体（一部有志の場合を含む。）による会食等については、自粛をお願いします。

担当 学務部学生支援課課外活動支援係 東・米田
TEL：092-802-5966、5967
E-mail:gaggakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp